

(訪問介護・訪問型サービス)

提供サービスの種類	訪問介護及び訪問型サービス
開設者名称	医療法人徳洲会 日高徳洲会病院
事業所名称	日高徳洲会病院指定訪問介護事業所
事業所所在地	〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号
事業所電話番号	0146-42-0701
F A X 番号	0146-43-2168
管理者名	井齋 偉矢
窓口担当者名	池田 菊枝
職員数	4名(常勤4名)
開設曜日及び開設時間	月曜日～土曜日(12月31日～1月3日まで休み) 7時00分～19時00分
事業所の特徴(PR)	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 ※全額自己負担になりますが、制度外サービス・福祉有償運送のサービス提供をさせていただいております。
利用料金	別紙利用料金表のとおり
ホームページ	

日高徳洲会病院指定訪問介護事業所 サービス費用のめやす

●訪問介護(要介護認定の方)

身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
利用区分	訪問介護費(1回)	利用区分	訪問介護費(1回)
20分未満(但し、算定条件あり)	182 円	20分以上45分未満	200 円
20分以上30分未満	274 円	45分以上	246 円
30分以上1時間未満	435 円	通院等乗降介助(片道)108円	
1時間以上	635円に所要時間30分増すごとに88円を加算した金額		

■ 身体介護中心で引き続き生活援助を行った場合は、20分以上で74円、45分以上で147円、70分以上で221円を加算します。

■ 特定事業所加算Ⅱ(当該基準の区分に10%を加算する)が該当となるため、上記の利用料金は加算された料金を掲載しています。

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に1月につき200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用の合計に15%の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に13.7%の加算をします。

○介護職員特定処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に6.3%の加算をします。

●訪問型サービス(事業対象者・要支援認定の方)

1か月につき	訪問型サービスⅠ (週1回)	基本1(3回以上/月)	1,154 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(3回未満/月)	577 円	
	訪問型サービスⅡ (週2回)	基本1(5回以上/月)	2,309 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(5回未満/月)	1,154 円	
	訪問型サービスⅢ (週3回)	基本1(7回以上/月)	3,463 円	要支援2のみ
		基本2(7回未満/月)	1,732 円	

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用に15%相当の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に13.7%相当の加算をします。

○介護職員特定処遇改善加算Ⅰ～サービス費用と他の加算の合計に6.3%の加算をします。

(例)月に4回 45分以上の生活援助を利用した場合

訪問介護費	×	4回	=	計	+	特別地域加算	+	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	+	特定処遇 改善加算Ⅰ	=	合計
246 円				984 円		148 円		155 円		71 円		1,358 円

(例) 訪問型サービスⅠ(週1回)基本1利用の場合の利用料金

1か月	訪問介護費	+	特別地域加算	+	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	+	特定処遇 改善加算Ⅰ	=	合計
	1,154 円		173 円		182 円		84 円		1,593 円

* 生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。